

# 道路嵩上工事施行に伴ふ損害賠償事件に就いて（一）

瀧 口 利 太 郎

かくて十一月七日この假處分事件に付ては左記の通り判決があつて被申請人の勝訴となつたのである。

判決

高知縣高岡郡××町××番地

申請人 甲 氏 名

右訴訟代理人辨護士

氏 名  
事 實

被申請人 高 知 縣

右法定理人高知縣知事

氏 名

右訴訟代理人高知縣道路書記

右當事者間ノ昭和五年ト第四五一號假處分申請事件ニ付  
當裁判所ハ判決スルコト左ノ如シ

本件申請ハ之ヲ却下ス

訴訟費用ハ申請人ノ負擔トス

氏 名

申請人訴訟代理人ハ（一）被申請人ハ高知縣吾川郡伊野町  
字羽根三千四十二番ノ二宅地一畝二十歩ノ内十八歩ガ道  
路ニ面接セル地ニ於テ道路脣上擴張其他一切ノ工事ヲ爲  
ス可カラス（二）被申請人ハ同宅地一畝二十歩内ニ申請人

カ設置セル棚垣ヲ取除ク可カラズトノ假處分命令ヲ求ム  
ト申立テ其申請理由トシテ申請人先代□田□吾ハ明治三  
十四年三月三十日亡町田蠶太郎所有ナル前記宅地一畝二  
十歩ニ建物ノ所有ヲ目的トスル地上權ヲ設定シ倉庫並ニ  
店舗ヲ建築シタルトコロ被申請人ハ該土地ニ面接セル府

縣道高知松山線ノ道路ヲ數回層上シ次第ニ申請人ノ地上  
權ヲ侵害シ來リタルモ公共ノ用ニ供スル道路ノコトトテ  
申請人ハ隱忍黙過シ來リタリ然ルニ被申請人ハ更ニ右府  
縣道ノ層上工事ヲ進行シ申請人ノ地上權ヲ侵害シ申請人  
所有ノ倉庫並ニ店舗ハ之カタメ建物トシテ利用スルコト  
能ハサルニ至ラシメントシ尙且ツ申請人カ右宅地内ニ設  
置セル棚垣ヲ右府縣道區域内ニ在ルモフトシテ之ヲ除去  
セントシツツアルヲ以テ申請人ハ道路ト私有地トノ境界  
確定ノ訴訟ヲ提起スヘク準備中ナルモ右道路層上工事完  
了セハ境界確定ニ著シキ困難ヲ生スルト共ニ申請人建物  
ハ外部トノ交通ヲ遮断セラレ後日恢復スヘカラサル不利  
益ヲ來ス惧レアリ又今日右棚垣ヲ除去ストキハ後日自

己權利ノ防衛上著シキ困難ヲ生スヘキノ事情顯著ナルモ  
ノアルニ依リ本申請ニ及フト陳述シ尙ホ以上ニ牴觸スル  
被申請人ノ主張ヲ争フト述へ疏明トシテ甲第一、二號證  
ヲ提出シ證人松下庄吉藤本馬藏及ビ申請人本人ノ訊問ヲ  
求メタリ

被申請人訴訟代理人ハ本文第一項記載同旨ノ判決ヲ求メ  
其理由トシテ本申請ニ係ル地域ハ古來道路トシテ一般公  
衆ノ通行ノ用ニ供セラレ來リ大正九年四月一日高知縣知  
事カ道路法第十九條ニ基キ府縣道高知松山線ノ道路區域  
ト認定シタルモノニシテ今回仁淀川橋架換ニ伴ヒ施行ス  
ヘキ層上工事ハ申請人所有店舗附近ニ於テ平均一尺八寸  
倉庫附近ニ於テ平均五寸ノ高低ノ差ヲ生スルニ過キスシ  
テ申請人主張ノ如キ地上權侵害ノ事實ナク寧ロ該工事ノ  
結果道路改良セラレ申請人ハ利益ヲ享受スル次第ナルニ  
申請人ハ昭和五年三月十七日既成路面ノ一部ニ棚垣ヲ設  
ケ交通並ニ工事ノ妨害ヲ爲スニ依リ高知縣知事ハ不得止

同年十月九日附ヲ以テ道路法第五十四條ニ基キ該建設物

ヲ強制除去スルタメ戒告書ヲ交付シタル次第ニシテ申請人ノ主張ハ不當ナルノミナラス右ハ高知縣知事カ道路管理者トシテ執行スルモノナルヲ以テ之ニ對シ被申請人ヲ相手トシテ本假處分ノ申請ヲ爲スハ失當ナリト述へ甲第一、二號證ノ成立ヲ認メタリ

理由

本申請ノ要旨トスル所ハ府縣道高知松山線ノ道路層上ト

シテ進行シツツアル工事ニ伴ヒ申請人ノ地上權力侵害サ

レ且ツ申請人ノ棚垣ヲ除去サレントスルニ依リ之カ禁止

決ス

高知區裁判所

判事 氏

名

右正本也

昭和五年十一月十一日

於同廳

裁判所書記 氏名 國

其工事ヲ執行スルモノニシテ公共團體タル府縣ハ單ニ其

費用ヲ負擔スルニ止ルヘキモノナルコトハ道路法第十七

條第十九條第二十條第三十三條ノ規定ニ照ラシ蓋シ疑ナ

キ所ニシテ本件府縣道高知松山線ニ付テモ其理ヲ異ニセ

サルカ故ニ高知縣ハ該道路ニ關シ何等カ金錢的出捐ヲ爲

して強制執行に關する通牒を發し、右判決の翌日即ち十一月八日代執行を終了し、事件は一先づ落着したのであるが、翌昭和六年六月十五日に至り甲は更に手段を替へ左の

スコトアルヘキハ格別ナルモ道路工事ノ施行夫レ自體ニ付テハ毫モ關知スル所ナキモノト謂フ可シ斯ノ如キ無關係者ナル被申請人ヲ相手取りリテ爲ス本假處分申請ノ理由ナキコト深ク説明ヲ要セサルヲ以テ他ノ爭點ノ判断ニ入ラスシテ之ヲ排斥シ訴訟費用ハ民事訴訟法第八十九條ニ則リ申請人ヲシテ負擔セシムヘキモノトシ主文ノ如ク判

如く損害賠償請求の訴を提起したのである。

訴 状

高岡郡××町××番地

原 告 甲 氏 名

高知市××町××番地

右訴訟代理人辨護士

被 告 國 氏 名

氏

右法定代理人高知縣知事

氏 名

損害賠償請求之訴

請求ノ趣旨

被告ハ原告ニ對シ金五百圓也ヲ支拂フベシ

訴訟費用ハ被告ノ負擔トス

トノ判決ヲ求ム

原 因

原告ノ先代□田□吾ハ明治三十一年頃吾川郡伊野町羽根

右建物ハ今ヲ去ル百五十餘年前ノ建築ニ係リ同所ハ古來  
水害非常ナリシ故維新前伊野庄時代ノ道路面ヨリ約十尺  
五寸高設シアリシガ明治初年該道路ハ國道ニ編入セラレ  
爾來幅員六尺ナリシヲ更ニ六尺擴張スルニ當リ其施設方  
法トシテ伊野町兩側各三尺宛ヲ道路ニ編入スル事トナリ

庫店舗ハ建物トシテ利用スルコト能ハザル狀態トナレリ  
依テ右被告ノ爲シタル道路工事ノ結果原告ノ蒙リタル損  
害金壹千五百圓也ノ内本訴ニ於テハ請求趣旨表示全員ノ  
支拂ヲ求ムル次第也

參 考 事 實

三千四十二番ノ二宅地一畝二十歩ノ内西部十八歩地上ニ  
存在スル倉庫並ニ店舗ヲ買ヒ受ケ(凡ソ百五六十年前ノ  
建築)明治三十四年三月三十日右土地ニ地上權ヲ取得シ  
タリ然ルニ被告ハ該土地ニ面接セル府縣道高知松山線ノ  
道路ヲ數回層上工事ヲ爲シ次第ニ原告ノ地上權ヲ侵害シ  
來リタルニ昭和五年十月更ニ右原告ガ地上權ヲ有スル土  
地數尺ヲ侵シ道路ノ層上工事ヲ爲シ爲メニ原告所有ノ倉

庫店舗ハ建物トシテ利用スルコト能ハザル狀態トナレリ  
依テ右被告ノ爲シタル道路工事ノ結果原告ノ蒙リタル損  
害金壹千五百圓也ノ内本訴ニ於テハ請求趣旨表示全員ノ  
支拂ヲ求ムル次第也

工事中伊野町宇羽根（本件係争地點）ニ至レバ其ノ南方  
ハ竹林且ツ仁淀川流域ニ接近セル關係上其附近ハ北方ノ  
山ノ手ヲ通スルノ外途ナシトシ山手ヲ開拓シ擴張工事ヲ  
爲シ該家屋ノ設ケアル敷地ニ差掛リタルニ右家屋ノ前面  
附近ハ縣ノ所有ニ係ル土地舊道路外僅ニ三尺五六寸ノ餘  
地ヲ存スルノミニテ豫定ノ幅員ニ達セザルヨリ軒下ニ侵  
入シ家屋ノ土臺ニ迄達セザレバ國道ノ幅員ニ達セス依テ  
附近關係家屋ノ所有者ニ對シテハ相當補償ヲ爲シタルモ  
本件家屋ニ付テハ當時ノ關係者ヨリ其ノ所有者ニ對シ經  
費ニ餘裕ナキノ理由ヲ以テ手當其ノ他何等ノ補償ヲ爲サ  
ズ何レ相當ノ處置ヲ爲ス可キニ付暫時默認シ吳レタント  
ノ事ナリシモ何等ノ方法ヲ講セス

其ノ後大正元年ニ至リ仁淀川架橋工事ニ關連シ右家屋附  
近ノ道路ハ約十尺ノ嵩上ノ必要ヲ生ジ當時南側ニ存在セ  
ル家屋ニ對シテハ相當補償ヲ爲シタルモ北側ニ在ル建物  
ニ付テハ何等ノ補償ヲ爲サス爲マニ北側居住民ヨリ補償  
金移轉料等ノ要求ヲ受ケ紛擾ヲ生シ爲メニ該工事ハ約一

ヶ年遲延シ當時ノ吾川郡長、伊野町長、工事係主任等ハ  
日夜仲介ノ勞ヲ取り原告家屋ハ嵩上補助金トシテ五十圓  
也ヲ受取リタルコトアリ

當時原告家屋軒下三尺餘ヲ道路ニ取ラル、事ニ付テハ縣  
ニ補償ノ財力ナク地上權侵害問題ハ後日縣ニ財力出來タ  
ル節圓滿ナル解決ヲ爲ス口約ノモトニ保留セラレタルモ  
未ダ何等ノ解決ヲ爲サヌ更ニ本件嵩上工事ヲ爲シタルモ  
ノ也

證 據

甲第一號證

斯

甲第二號證

原告主張土地ニ原告ガ地上權及建物ヲ有スル事實ヲ證

道路脣上工事ノ結果路面ト原告所有建物ノ板庇ト密接  
シタル爲メ故障ヲ生タジル事實

一、實地ノ檢證ヲ求ム

道路ノ嵩上工事ヲ爲シタル事實及右工事ノ結果原告所

有店舗並ニ倉庫方建物トシテ利用ス可カラザル状態ト

ナリタル事實

及原告所有ノ建物ガ過去百五六十年前建設セラレタル

モノニシテ府縣道高知松山線ガ道路法ニヨリ道路ト認  
定セラレタル以前ヨリ幅員一尺二三寸乃至二尺四寸餘  
延長約二十尺ガ道路ト稱セラル、區域ニ突出シ居ル事  
即被告ガ地上權ヲ侵シタル事實

一、嵩上工事ノ結果原告所有建物ノ板庇ト路面トノ距離

(上下)僅ニ四尺五寸乃至六尺三寸トナリ貨物自動車

等ノ通過スル際ハ右板庇ニ衝突シ危険ヲ生ズル惧アル  
狀態ナル事

昭和六年六月十五日

右原告訴訟代理人

氏名

一金 貳拾圓也

謝罪狀

甲 氏名殿

電話 ○○○○番

高岡郡××町

士佐□□自動車合資會社

高知市堺町××番地

甲第二號證

地上權設定契約證（前號提出ノモノト同文ニ付略）

去る昭和六年一月三日夜自動車修理の上方向變換の途中  
御貴殿所有之土藏日差を損害なし速時謝罪に參上仕らず  
候段眞に申譯次第も之無尙此の件御考察に依り御寛大な  
る御言葉に接し眞に恐縮に堪ず候右金額は損害造作費と

して御送申候間此の上御寛容の程願上奉候

伊野車庫

甲第一號證

□ 村 □ 市園

昭和六年一月十三日

右寫也

原告訴訟代理人

氏

名印

(未完)

〔正誤〕

前號八一頁下段七行三字目地は貳の誤り、九〇頁下段九行目十  
一月とあるは十月の誤り。

# 木曾路(六)

## 牧田修

せしめた。その出役を命ずる郷村のことを助郷と稱したのである。

街道筋を通行する、人馬や荷物の、繼立をする機關として、間屋場が設けられてゐた。その間屋場には、一定數の人夫と馬とが常置せられてゐた。しかし、諸大名の參勤交代のやうな、大きい通行があると、間屋場に常置された一定數の人夫と馬だけでは、繼立が出来ないから、これを補ふために、宿驛の近郷に於ける村々から、人夫や馬を出役

助郷には、定助郷と代助郷との別があつた。定助郷といふのは、常任のものを謂ひ、代助郷とは、大助郷とも謂つて、常助郷の不足を補ふためのものであつた。

當助郷は、高百石につき馬二疋、人足二人位の割合で、人馬を宿驛に出役せしめた。そして、その代償として、諸役高掛り物を免ぜられた。代助郷も亦常助郷と同じ程度